不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td>利用許可の取消し等</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>教育総務部歴史民俗資料館文化財係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市立歴史民俗資料館規則第３条
館長は、資料の利用の許可を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、利用の条件を変更し、又は利用の許可を取り消すことができる。
⑴　利用許可の申請に偽りがあつたとき。
⑵　条例又はこの規則に違反したとき。
⑶　関係職員の指示に従わなかつたとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定（前例がないため）</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>